

2024年1月22日

一般社団法人大阪府病院薬剤師会
会 員 各 位

一般社団法人大阪府病院薬剤師会
選挙管理委員会

役員候補の選挙に関する公示

平素は本会へのご理解を賜りまして感謝申し上げます。

一般社団法人大阪府病院薬剤師会の会長候補、監事候補の選出について、一般社団法人大阪府病院薬剤師会役員候補者選出規程第12条に基づき、下記の通り公示します。

2024・2025年度会長候補者及び監事候補者選出選挙を下記の臨時総会開催日に選挙を行います。

記

選挙期日：2024年3月27日（水）2023年度臨時総会開催日

選挙：会長候補（1名）及び監事候補（2名以内）

選挙人：2022年・2023年度支部代議員

届出事項および手続き：役員候補者選出規程第13条により、選挙管理委員会宛に直接または郵送により届け出る。

届出期間：2024年1月22日（月）～2月21日（水）直接提出の場合は午後3時必着
郵送の場合は、締切日の消印まで有効

届出先：〒541-0056 大阪府中央区久太郎町2-4-27
堺筋本町TFビル2階

一般社団法人大阪府病院薬剤師会 選挙管理委員会宛

一般社団法人大阪府病院薬剤師会役員候補者選出規程・規程細則、関係書類は本会ホームページに掲載します。

会長候補および監事候補選挙についての留意事項：

- 立候補する場合、選挙管理委員会の定めた文書を使用してください。
(本会ホームページからダウンロードしてください)
- 立候補は、正会員5名以上の推薦が必要です。この場合も所定の文書を使用してください。
(本会ホームページからダウンロードしてください)
- 立候補の受付は、直接提出の場合は2024年2月21日（水）午後3時までです。
郵送の場合は締切日の消印まで有効です。
- 立候補届け出後に、諸事により立候補を辞退する場合、所定の文書にて
2024年3月20日（水）までに委員会へ届けてください。
- 届出状況は2024年2月21日（水）以降に本会ホームページ上に掲載します。
パスワード gian0327（半角）にてご覧ください。

一般社団法人大阪府病院薬剤師会役員候補者選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人大阪府病院薬剤師会（以下、大阪府病薬という）定款第17条に規定する役員を選任を公正且つ円滑に行うことを目的とする。

第2章 委員会

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会（以下、委員会という）は、大阪府病薬定款に定める支部の代議員の中から理事会において指名した者をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は5名とする。

(正、副委員長)

第4条 正、副委員長は委員の互選により各1名選出する。

第5条 委員長は委員会を代表し主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は代議員の任期と同じとする。ただし、委員を交代する場合は前任者の残任期間とする。

第7条 正、副委員長の任期は委員の任期と同じとする。ただし、欠員となったときは、正、副委員長併せて互選を行う。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 役員候補

(候補者の区分等)

第8条 定款第16条及び定款細則第4条に基づき、役員候補者の区分、員数及び選出方法を次に定める。

(1) 会長候補（1名）：選挙により選出

(2) 副会長候補（3名以内）：会長候補として選出された者により選出

(3) 常任理事候補（6名以内）：会長候補として選出された者により選出

(4) 理事候補（(1)～(3)により選出された各候補を含めた理事定数の範囲内）：会長候補として選出された者により選出

(5) 監事候補（2名以内）：選挙により選出

(候補者資格の詳細)

第9条 前条に基づき役員候補者資格の詳細を定める。

2 会長候補、副会長候補は、病院、診療所、介護保険施設の勤務経験を有する大阪府病薬の正会員とする。

3 常任理事候補は、大阪府病薬定款細則に定める各会務執行部の部長を担当する正会員とする。

4 理事候補は、原則として大阪府病薬定款細則に定める各委員会の委員長を担当する正会員とする。

5 監事候補は、病院、診療所、介護保険施設の勤務経験を有する大阪府病薬の会員又は関係法令及び会計制度に精通した弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士などとする。

(候補選出時期)

第10条 会長候補、監事候補の選出については、役員改選前年度の臨時総会開催日に行う。

2 副会長候補、常任理事候補、理事候補の選出については、役員改選を行う通常総会の招集を決定する理事会までに行う。

(役員選出時期)

第11条 役員候補は役員改選年度の通常総会による選出決議を経て役員に就任する。

2 選挙管理委員会委員長は前項の通常総会において役員候補者選出の経緯を報告する。

第4章 会長、監事候補選出選挙

(選挙の公示)

第12条 委員会は選挙日の60日前までに、選挙の種類、立候補の届出期日及び届出先などの必要事項を公示しなければならない。

(立候補の届出等)

第13条 自ら候補者になろうとする者は、公示日から30日以内に立候補届(様式1)、略歴書(様式2)、5名以上の正会員連署の推薦書(様式3)の書類を委員会に提出しなければならない。

2 候補者を推薦しようとする者は、会費を完納している正会員とし、公示日から30日以内に前項の書類の他に被推薦人の承諾書(様式4)の書類を委員会に提出しなければならない。

3 候補者になろうとする者は、推薦人になることができない。

4 推薦人は複数の候補者を推薦することができない。

(候補者の公示)

第14条 委員会は前条の書類の審査を行い、候補者として適格と認めた者については、その氏名等選挙に必要な事項を公開するとともに、代議員に通知する。

(立候補の辞退)

第15条 立候補を辞退しようとする者は、選挙日の7日前までに辞退届(様式5)を委員会に提出しなければならない。

(選挙)

第16条 候補者が定数を超えた場合は、選挙を行う。

(決定)

第17条 選挙の結果については、委員会委員長が議場において代議員に報告し、承認を受けるものとする。

2 候補者が定数の場合は、投票を行わず、代議員の過半数以上の賛成により決定することができる。

(補欠選挙)

第18条 候補者が定数に満たない場合は、補欠選挙を行う。

第19条 補欠選挙の方法は委員会で協議し決定する。

(届出用紙の保管、管理)

第20条 本規程で定める諸様式の保管、管理は、大阪府病薬事務局が行う。

(疑義)

第21条 本規程に関連する疑義については、委員会が決定を行う。

(改廃)

第22条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

第23条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は細則に定める。

附則 本規程は平成26年4月16日より実施する。

一般社団法人大阪府病院薬剤師会役員候補者選出規程細則

第1条 役員候補者選出管理については、一般社団法人大阪府病院薬剤師会役員候補者選出規程によるもののほか、本細則の規定による。

(所信表明)

第2条 候補者の所信表明は3分以内とする。なお、会長候補者については、候補者が定数の場合も所信表明を行う。

(有権者)

第3条 投票権を有する者は、選挙時議場内にいる代議員又は代理人とする。

(投票用紙)

第4条 選挙の場合、所定の投票用紙は大阪府病薬選挙管理委員会（以下、委員会という）が用意し、投票直前に配布する。

(投票)

第5条 投票用紙は様式6とする。

第6条 投票用紙の記載は、投票しようとする候補者氏名の上欄に定数分の○印をもって行い、所定の投票箱に投票する。ただし、○印が定数に満たない場合は有効とするが、定数を超過している場合は無効とする。

(開票)

第7条 開票は委員会委員及び立会人が行う。

2 はじめに代議員全員の投票の確認を行う。

3 立会人は議長が出席代議員のなかから2名を指名する。

4 委員は○印のついた候補者の氏名を読み上げ、他の委員が記録を行う。

5 記録が終了した投票用紙については、他の委員が管理を行う。

第8条 開票結果については委員会委員長が発表する。

(当選者)

第9条 得票数上位者から順に定数以内の者を当選者とする。ただし、会長候補については有効得票数の過半数を必要とするものとする。

第10条 委員会委員長は当選者の決定を行う。

(再投票)

第11条 会長候補選挙において、第1回投票で各候補者の得票数が過半数を超えない場合、上位2名又は上位同得票の候補者について再投票を行い、過半数の得票者をもって決定する。

2 監事候補選挙において、第1回投票で得票数が同じで定数を超える候補者がいる場合、第1回投票で決定した当選者を除き、同得票の候補者について再投票を行い、得票数上位者から順に決定する。

第12条 再投票で決定しない場合、委員会で決定方法について協議する。ただし、候補者は協議に加わることはできない。

(議場の閉鎖)

第13条 選挙実施中は議場を閉鎖する。

(改廃)

第14条 本細則の改廃は理事会において行うことができる。

附則 本細則は平成26年4月16日より実施する。